

令和元年度計画からの変更点

令和元年度計画からの主な変更箇所は次のとおりです。

	項 目	変 更 内 容
1	食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針の一部改正に係る変更	<p>平成30年6月に公布された改正食品衛生法に基づき、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」の一部が、令和元年12月に改正され、令和2年6月から適用されることとなったため、食品等事業者の「自主的な衛生管理」として記載されていた事項を「自ら実施する衛生管理」等と変更する。と畜場事業者等が実施する衛生措置、衛生管理計画について、と畜検査員等が検査、検証等を行い、HACCPに沿った衛生管理が円滑に取り組めるよう指導等を行う事項を追加する。</p>
2	改正食品衛生法の周知啓発	<p>平成30年6月に公布された改正食品衛生法に基づき、新たに許可または届出対象となる器具容器包装を製造する事業者を含む事業所には、衛生管理の実施や食品衛生責任者の設置等必要な措置の基準が定められているため、その周知啓発を図るとともに、食品衛生責任者養成講習会の早期受講等を指導することとする。</p> <p>また、通常営業とはみなされない地域祭や催事等に伴う臨時食品販売等の開催については、現在保健所へ報告書の提出を求めているが、令和3年6月以降、国の届出制度の対象とされる見込みであり、令和2年度の報告者に対し、その周知を行うこととする。</p>